

綾部市教育委員会告示第 14 号

綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、綾部市図書館（以下「図書館」という。）において市民の利用に供するため配架する雑誌に関し、民間事業者等からその提供を受ける雑誌スポンサー制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館が利用に供しようとする雑誌の購入に係る経費を継続的に負担する民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）の名称、広告等を当該雑誌の最新号のカバー及び新刊雑誌書架に掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第 3 条 雑誌スポンサーとなることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、図書館におおむね 1 年以上にわたり雑誌を継続して提供することができるものとする。

(1) 企業又は個人の事業者

(2) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに類する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーとなることができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者

(2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者

(3) その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反すること。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定、会社

更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者

(5) 法令、条例、規則等に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けている者

(6) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者

(7) 前各号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が認めた者（雑誌の選定）

第4条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから対象雑誌を選定する。

ただし、雑誌リストに含まれない雑誌を選定しようとするときは、図書館と協議するものとする。

2 前項に規定する対象雑誌の選定に当たり、同一雑誌に複数の申込みがある場合は、申込みの早い者を優先するものとする。

（雑誌の提供と所有権等）

第5条 雑誌スポンサーは、前条の規定により選定した雑誌を図書館が指定する方法により、4月1日から翌年3月31日までの年度単位で図書館に提供するものとする。ただし、増刊号は対象としない。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館が所有権を有し、雑誌スポンサー制度によらずに所蔵する他の雑誌と同様に扱うものとする。

3 雑誌スポンサーは、年度途中で提供雑誌の変更はできない。ただし、休刊又は廃刊等の事由により、引き続き当該雑誌の提供が困難であるときは、図書館と協議の上、別の雑誌に変更することができるものとする。

4 提供雑誌の配架場所及び広告掲載場所は、図書館が決定する。

（費用の負担及び支払方法）

第6条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入に係る経費の全額を負担する。

2 雑誌スポンサーは、負担すべき経費を図書館が指定する雑誌納入業者（以下「雑誌納入業者」という。）に、指定期日までに直接支払うものとする。この場合において、当該経費の支払は、毎年度一括して前払で支払うものとする。ただし、特別の理由があるときは、図書館及び雑誌納入業者と協議して決めるものとする。

3 前項の規定に基づく前払以降、雑誌の年間購入費用に変更があった場合は、その差額は雑誌スポンサーと雑誌納入業者との間で直接精算するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、振込手数料及び広告に係る経費等関連する経費（図書館が作成するものを除く。）は、雑誌スポンサーの負担とする。

（雑誌スポンサーの申込み）

第7条 雑誌スポンサーの申込みをしようとする者は、綾部市図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、雑誌スポンサーとしての適否を決定し、綾部市図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承諾の通知を受けた雑誌スポンサーは、速やかに前条に定める費用を雑誌納入業者に支払うものとする。

(広告の内容)

第8条 広告の内容は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 他を中傷し、誹謗し、若しくは名誉を傷つけるもの又は関係法令に反するもの

(2) 教育長が適当でないとするもの

(広告の規格及び作成)

第9条 広告は、別に定める広告規格書に基づき、当該雑誌スポンサーが作成するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、年度単位とする。ただし、年度途中からの申込みの場合は、図書館が掲載を決定した月の翌月に発刊される号から当該年度における最終発刊号までとする。

(広告内容の修正変更)

第11条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間途中において、やむを得ず広告の内容を変更しようとするときは、綾部市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書(様式第3号)に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(雑誌スポンサーへの協議要求)

第12条 図書館は、広告掲載後の事情変更等により広告の内容が第8条の規定に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、雑誌スポンサーに対し、広告の内容の変更について協議を求めることができる。

(広告の責務)

第13条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌スポンサーの取下げ、更新等)

第14条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間途中において広告掲載を取り下げようとするときは、綾部市図書館雑誌スポンサー広告取下届(様式第4号)により、教育長に届け出るものとする。ただし、雑誌納入業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

2 広告の掲載期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーのいずれかに解約の意思表示がない場合は、その期間を年度単位で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

3 雑誌スポンサーは、前項に規定する更新を行わないときは、綾部市図書館雑誌スポンサー解約届(様式第5号)により、教育長に届け出るものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第15条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において、雑誌納入業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

(1) 第12条の規定による求めに応じないとき。

(2) 雑誌スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。

(3) その他雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が判断したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。